

【議案第 2 号】

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について



旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について



【都市施設とは】

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、
良好な都市環境を確保するうえで必要な施設

【旭川圏内の都市施設】

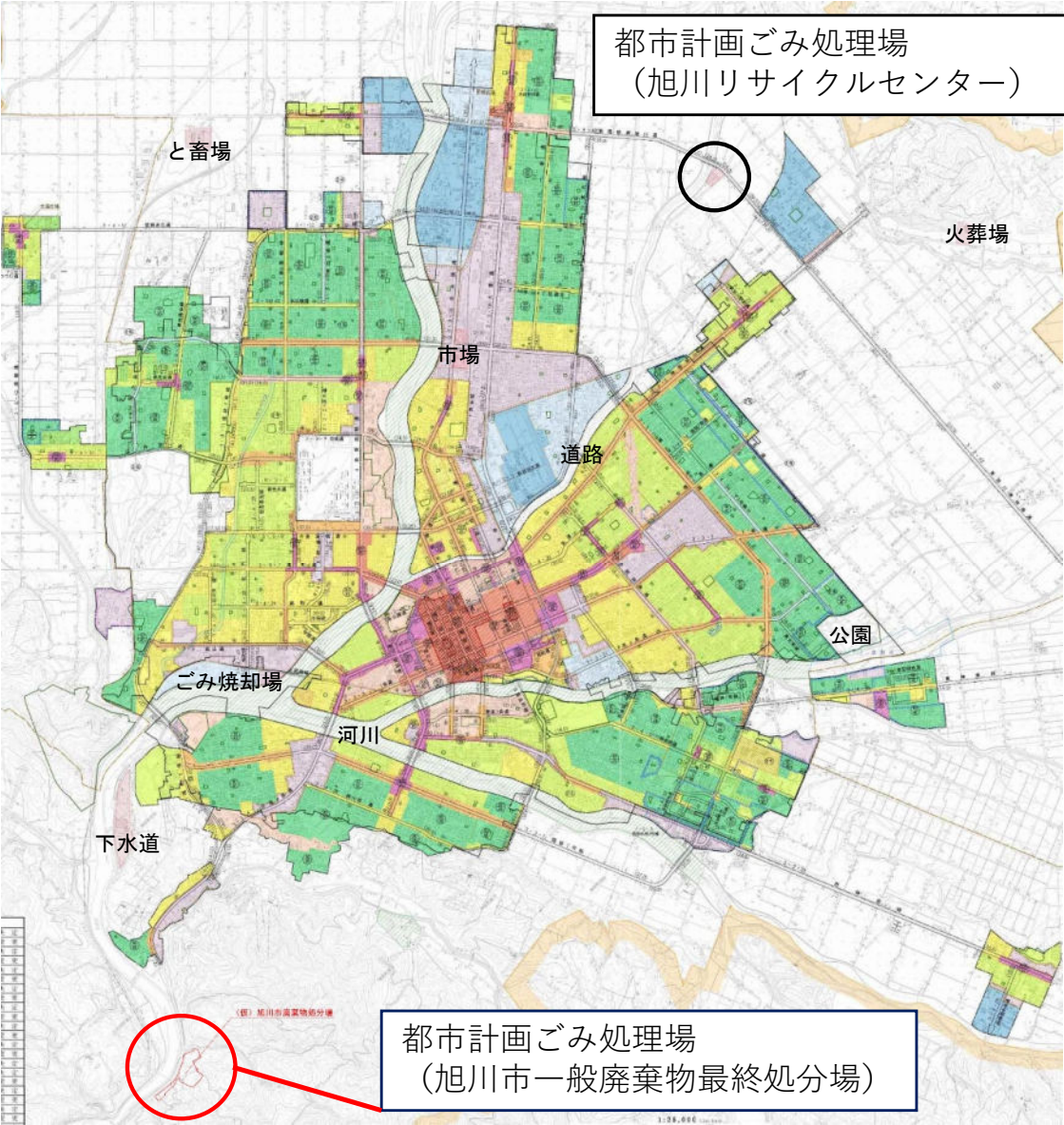
右表の□内は現在、旭川市にて
決定（指定）されているもの

—	交通施設（ ☐ 道路・ ☐ 都市高速鉄道・ ☐ 駐車場 ・自動車ターミナル・空港・港湾・軌道）
—	公共空地（ ☐ 公園・ ☐ 緑地・広場・墓園・運動場）
—	供給施設（水道・電気供給施設・ガス供給施設・地域冷暖房施設）
—	処理施設（ ☐ 下水道・ ☐ 汚物処理場・ ☐ ごみ焼却場・ ☐ ごみ処理場・その他の処理施設）
—	水路（ ☐ 河川・運河）
—	教育文化施設（ ☐ 学校・図書館・研究施設）
—	医療施設（病院・保健所）・社会福祉施設
—	☐ 市場・ ☐ と畜場・ ☐ 火葬場
—	1 団地の住宅施設
—	1 団地の官公庁施設
—	流通業務団地
—	公衆電気通信施設
—	防風・防火・防水・防雪・砂防・防潮の施設

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について



【旭川圏内の都市施設（ごみ処理場）】



都市計画決定（変更）前

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ処理場名			
1	旭川リサイクルセンター	旭川市東旭川町上兵村	約 1.6ha	資源回収施設 処理能力 20 t / 日

都市計画決定（変更）後

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ処理場名			
1	旭川リサイクルセンター	旭川市東旭川町上兵村	約 1.6ha	資源回収施設 処理能力 20 t / 日
2	旭川市一般廃棄物 最終処分場	旭川市神居町春志内	約 17.2ha	埋立容量： 571,000m ²

変更内容（案）

令和12年に供用開始予定の旭川市一般廃棄物
最終処分場を追加決定する

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について



旭川市一般廃棄物最終処分場の位置づけ

【新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画（改訂版）】

（平成28年策定・令和6年改訂）

○本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ごみ処理施設の整備に関する事項等を定める法定計画である。

○基本施策6「次期最終処分場の整備については、（中略）令和12年4月の供用開始に向けて計画的に取り組む」

【旭川市ごみ処理施設整備基本方針】

（令和3年11月策定）

○上記基本計画に基づき、実現可能なごみ処理施設整備に向けた基本的な方向性を整理している

○次期最終処分場の構造形式はオープン型を基本とし、埋立容量は最大64万m³とする。

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について



旭川市一般廃棄物最終処分場について

【旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画】（令和6年3月策定）

一般廃棄物最終処分場は、家庭から排出される燃やせないごみや粗大ごみなどの埋立処分を行う施設であり、衛生的な市民生活を確保する上で必要不可欠な施設である。

江丹別町芳野にある旭川市廃棄物処分場は、平成15年から埋立を開始しているが、令和12年3月に埋立期限を迎えることから、新しい処分場の整備に取り組んでおり、基本計画では埋立容量や処分場の形式、周辺地域に対する安全対策、自然環境への配慮など、次期一般廃棄物最終処分場の基本的な整備の方向性について整理している。

整備方針

最終処分場としての備えるべき基本性能を確保しながら、災害に強いより強靱な施設及び脱炭素社会への寄与や環境教育の充実など多面的価値を有した施設を目指します。

基本方針の実現に向けて、次の4つの視点で整備を進めます。

1 安全で強靱な施設

2 経済性に優れ環境に配慮した施設

3 環境学習機能を備えた市民に開かれた施設

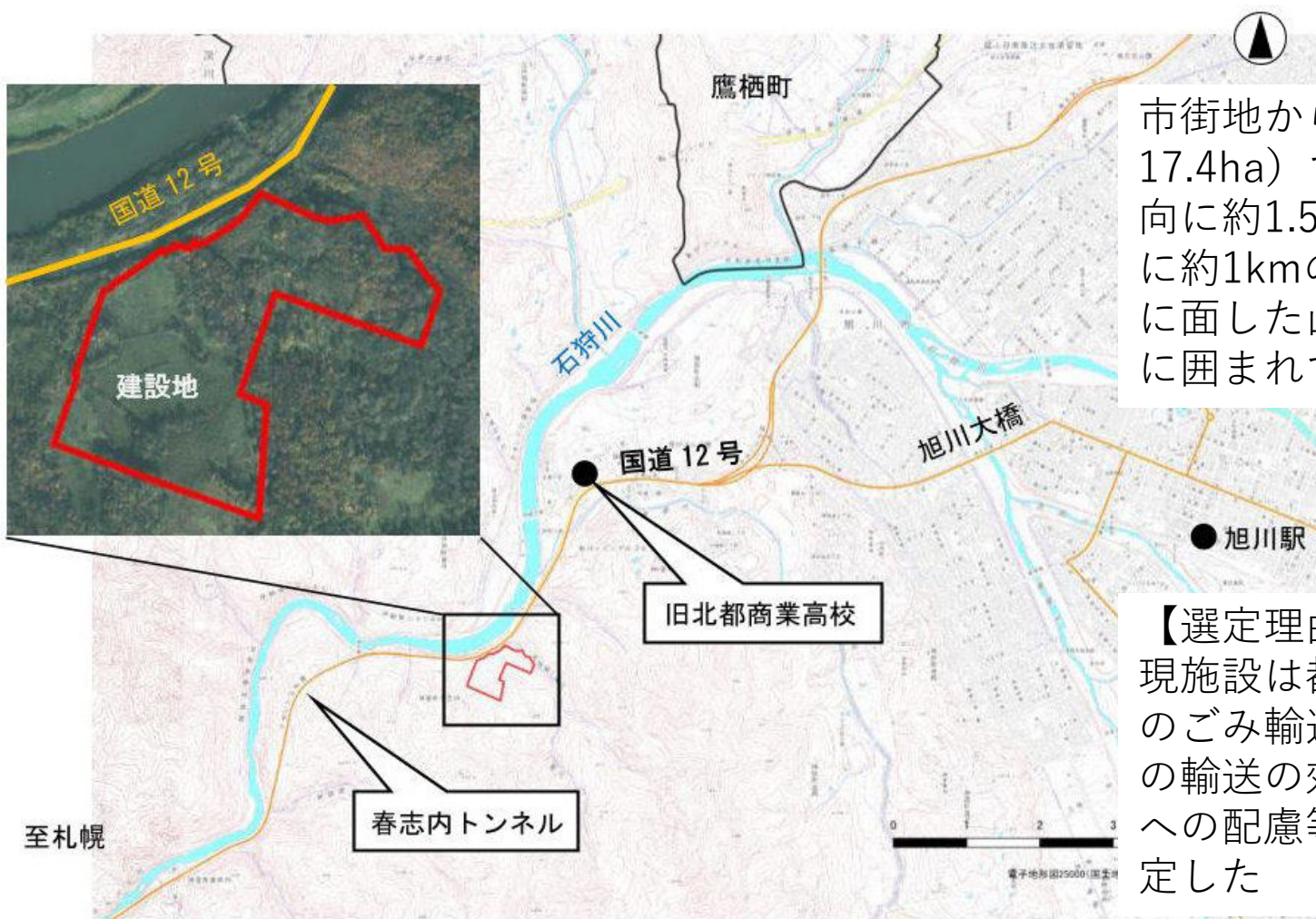
4 ゼロカーボンシティ旭川の実現に
貢献する施設



旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について



建設地（神居町春志内）



市街地から西南西へ約7kmの土地（敷地面積17.4ha）であり、旧北都商業高校から札幌方向に約1.5km、春志内トンネルから旭川方向に約1kmのところに位置し、国道12号の南側に面した山側の緩やかな斜面の地形で、山林に囲まれている

【選定理由】

現施設は都市計画区域外にあり、市街地からのゴミ輸送の効率性が悪いことから、ゴミ等の輸送の効率性や、周辺の住環境・自然環境への配慮等を勘案して新施設の建設用地を選定した

出典）国土地理院

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について



項目	内 容
埋立期間	15年間 (令和12年4月～令和27年3月)
敷地面積	約17.4ha
埋立対象 廃棄物	燃やせないごみ、粗大ごみ、焼却灰、 不燃残さ等
埋立構造	準好気性埋立構造※1
放流方式	下水道放流※2

※1動力を使わずに自然通気を発生させ、集排水管やガス抜き管を通じて 廃棄物層内に新鮮な空気を供給することにより微生物の働きを活性化させ、有機物の分解を促進させる構造
※2施設内で浄化した処理水を公共下水道へ接続する方法



主要施設	施設規格（想定）	配置方針
埋立地	面積：約3.1ha 容量：571、000m ³	埋立容量の確保が可能な建設地西側の利用を基本とする。
浸出水処理施設	約3、000m ² (調整設備含む)	施設の維持管理性を高めるため、管理棟と併せて建設地東側の管理ゾーンの利用を基本とする。
防災調整池	約10、000m ³	雨水の集水が容易となる最下流部かつ建設地中央の利用を基本とする。
管理棟	約400m ²	施設の維持管理性を高めるため、建設地東側の管理ゾーンの利用を基本とする。 不燃物等のストックヤード、保管庫及び計量棟は搬入車両の管理が容易となるよう管理棟付近を基本とする。
計量棟・保管庫 ストックヤード	計量機2基 約900 m ²	
覆土置き場	可能量	管理ゾーン南側を覆土置き場として利用する。

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について



都市計画決定理由

最終処分場は、衛生的な市民生活を確保する上で欠かすことのできない施設であり、福祉の増進に寄与し、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保するため、埋立開始から完了だけでなく、廃止までの期間や、その跡地利用についても一貫した維持管理・環境対策が必要であり、「都市施設」として恒久的な施設に位置付ける必要があることから都市計画決定を行う

※本最終処分場だけを都市計画決定する理由

これまでの最終処分場跡地については、都市計画区域外であることから、埋立後の跡地利用は原則として山林復旧としている。

本施設は都市計画区域内であり、交通利便性の高さや交通量の多い国道12号の沿線であることを活かした跡地利用が可能と考えており、その地域的特性から休憩施設等を、またごみ処理関係の施設であることから本市のごみ処理システムなどが学べる環境学習施設を併設予定であり、埋立地の閉鎖後・廃止後についても恒久的な都市的土地利用を図る予定である。

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について



都市計画の方針

方針①旭川圏都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道）

「Ⅲ 2（3）その他の都市施設」

・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適正な維持管理を継続するとともに、適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

方針②旭川市都市計画マスタープラン

「第3節 3-1 都市施設」

（5）廃棄物処理

基本方針

最終処分場は、環境負荷に配慮した安全・適正な維持管理を継続します。
また、埋立終了時期を見据えながら、次期最終処分場の整備に向け、長期的に安定したごみ処理を行うため、地域社会との融和や経済性などを考慮するとともに、周辺の土地利用状況及び環境に配慮した検討・取組を進めます。

施策の方向

・次期最終処分場の整備に向けた具体的な検討と計画的な取組の推進

旭川圏都市計画ごみ処理場の変更について



今後のスケジュール

事 項	時 期	備 考 (予定)
旭川市都市計画審議会	令和 7 年 8 月 2 6 日	事前報告
北海道事前協議	令和 7 年 1 2 月上旬～	
案の縦覧	令和 8 年 1 月中旬～ 2 月下旬	
旭川市都市計画審議会	令和 8 年 2 月中旬	審議
北海道知事協議	令和 8 年 2 月下旬～	
都市計画決定	令和 8 年 3 月中旬	